

令和5年7月31日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

戸沼岩崎建設株式会社 北海道函館市湯川町2-21-2

令和5年7月31日～令和5年8月13日（2週）

地域1（北海道支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である戸沼岩崎建設（株）及び同社従業員は、令和4年9月5日に北海道松前郡福島町内で施工した一般工事において、使用機材回収作業の際、安全管理の措置が不適切であったために二次下請業者の作業員が墜落し死亡する事故を発生させたことから、令和5年7月7日に函館簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

以上のことは、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるため。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第8号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

| 措置要件 | 地域及び期間 |
|--|-----------------------------|
| (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。 | 発生地域について当該認定をした日から2週間以上2月以内 |

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上